

「加盟店取引約款」の一部変更について

現行「加盟店取引約款」	変更後	変更理由
<p>第5条（こども商品券の引換について） 加盟店がこども商品券の保有者に対しその引換に販売又は提供する商品又は役務（以下「商品」に言及するときには役務を含むものとします。）は、次のものとします。 （1）加盟店の店舗又は施設で加盟店が販売する商品 （2）加盟店が運営する施設の入場券</p> <p>第15条（本約款の改定） <u>当社は、法令又は自主規制の変更又は当社のやむを得ない都合により、必要かつ合理的な範囲内で本約款を変更することができるものとし、変更したとき当社はインターネットホームページにて加盟店に告知し、変更後の約款はインターネットホームページにて告知したときから効力を生ずるものとします。</u></p> <p>第16条（取扱要項の改定） <u>当社は、法令又は自主規制の変更により、加盟店の同意なく取扱要項を変更できるものとし、変更したとき当社はインターネットホームページにて加盟店に告知し、告知したときから加盟店はその変更後の取扱要項に従うものとします。</u></p> <p align="center">— 新 設 —</p>	<p>第5条（こども商品券の引換について） 加盟店がこども商品券の保有者に対しその引換に販売又は提供する商品又は役務（以下「商品」に言及するときには役務を含むものとします。）は、次のものとします。 （1）加盟店の店舗又は施設で加盟店が販売する商品 （2）加盟店が運営する施設の入場券・<u>利用券</u> （3）<u>その他当社が承認し、加盟店が提供する商品又は役務</u></p> <p>第15条（本約款の改定） <u>当社は、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）をはじめとする法令、当業界の自主規制の変更により、加盟店の同意なく本約款の変更ができるものとし、その場合、当社は、変更の効力発生日の1ヶ月（周知期間）前までに、本約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を当社のインターネットホームページ(URL：http://toycard.co.jp/news/)にて加盟店に告知し、周知期間経過後は、加盟店は変更後の約款に従うものとします。</u></p> <p>第16条（取扱要項の改定） <u>当社は、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）をはじめとする法令、当業界の自主規制の変更により、加盟店の同意なく取扱要項の変更ができるものとし、その場合、当社は、変更の効力発生日の1ヶ月（周知期間）前までに、取扱要項を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を当社のインターネットホームページ(URL：http://toycard.co.jp/news/)にて加盟店に告知し、周知期間経過後は、加盟店は変更後の取扱要項に従うものとします。</u></p> <p>第17条（附則） <u>この約款は、平成30年4月1日から効力を生ずるものとします。</u></p>	<p>○こども商品券が利用できる加盟店の種類やサービスの範囲が拡大したため</p> <p>○「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号、以下「民法改正法」といいます）第548条の4の各項に適應するため</p> <p>○「民法改正法」第548条の4の各項に適應するため</p> <p>○「民法改正法」第548条の4の第2項に適應するため</p>